資料3

平成30年度　歯科保健総合推進対策事業

保健・疾病対策課
（単位：千円）

県民の歯科口腔保健の向上（長野県歯科保健推進計画・信州保健医療総合計画の推進）

	30当初予算案	うち一財
8020運動普及啓発事業	**492**	**492**
①　県民よい歯のコンクール 親と子、8020達成者、障がい者施設の3部門	492	492
8020運動推進特別事業　※	**2,207**	**0**
②　8020推進支援研修会事業 歯っぴーながの8020県民大会開催	718	0
③　有病者歯科保健推進事業 有病者の歯科保健医療についての研修会	332	0
④　新　有病者病診連携事業 有病者歯科医療について病院と歯科診療所との連携体制構築のための研修会等	1,157	0
安全管理体制推進事業　※	**786**	**0**
⑤　歯科医療安全講師養成研修会 地域歯科医師会の講師育成研修会	786	0
【改】 長野県歯科保健推進センター事業　※	**4,880**	**2,443**
⑥　歯科保健推進センター設置推進事業 歯科医師、歯科衛生士を配置しセンター事業を実施	2,415	1,208
⑦　歯科保健推進県民会議 歯科保健施策について総合的に評価検討	611	306
⑧　市町村歯科保健担当者研修事業 市町村歯科保健担当者の事業検討評価・研修会	126	64
⑨　改　歯科疾患予防事業 フッ化物応用研修会、オーラルフレイル対策のための普及啓発	345	173
⑩　歯科保健医療サービス提供困難者歯科保健医療推進事業　※ 在宅重度心身障害者の訪問歯科健診	1,383	692
地域医療介護総合確保基金活用事業（臨、政）	**2,193**	
⑪　在宅歯科医療連携室整備事業　※ 在宅歯科医療提供の窓口設置と機器貸出	1,764	
⑫　新　歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業　※ 長野県の現状に即した新オレンジプラン歯科医療関係者認知症対応力向上研修	429	
⑬　歯科保健医療機器整備事業＃ 病院の周術期口腔機能管理に関する歯科医療機器整備	2,409	
⑭　在宅歯科医療設備整備事業＃ 在宅歯科医療機器設備整備	1,987	
⑮　地域在宅歯科医療実施拠点事業＃ 郡市歯科医師会単位での在宅歯科医療相談窓口の設置・運営	530	
⑯　在宅歯科保健医療研修事業＃ 多職種を交えた在宅歯科医療についての研修	2,748	
⑰　医科歯科連携研修事業＃ がん患者等への周術期口腔機能管理体制の整備	1,754	
⑱　歯科医療関係者人材育成支援事業＃ 歯科医療専門職種の紹介、復職支援	2,548	
	10,558	**2,935**

※　長野県歯科医師会への委託事業
＃　事業者への補助事業

平成 30 年度長野県歯科保健総合推進対策事業内容

1　8020 運動普及啓発事業

＜目　　的＞

県民の歯科保健に対する意識の高揚を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　・長野県民よい歯のコンクール実施要項

・親と子のよい歯のコンクール実施要領（長野県）

・「親と子のよい歯のコンクール」実施要領（厚生労働省）

（内容）県民よい歯のコンクールの実施（県歯科医師会と共催）

部　門	表　彰	選　考　基　準
親と子の部	最優秀賞１ 優秀賞　２	歯及び口腔が正常かつ疾病異常がなく健康であり、口腔清掃状態が良好である親子
８０２０（ハチマルニイマル）の部 （高齢者の部）	優秀賞　３ 努力賞　２	80 歳以上で 20 本以上自分の歯を保っており、口腔清掃状態が良好である者
障がい者施設の部	優秀賞　２	利用者や職員の歯科健診や歯科保健指導を行うなど、歯科保健に積極的に取り組んでいる施設

＜応募状況＞

部　門	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
親（母）と子の部	27	22	26	19	24	37	22	21	24
８０２０の部 （高齢者の部）	6	5	6	6	6	16	13	9	9
障がい者施設の部	2	3	5	4	3	8	3	2	5

＜周知活動＞

実施要項(親と子の部は実施要領)とポスターの配布

・保健福祉事務所　　11 所
・市町村　　77 所
・歯科医師会所属歯科医院　　975 所
・老人クラブ連合会　　35 所
・後援団体　　10 所
・障がい者施設団体所属施設　　192 所

＜審　　査＞

（１）第１次審査　「親と子の部」及び「８０２０の部」書類審査

期日　平成 30 年６月 28 日（木）

場所　長野県庁本館棟　特別会議室

（２）第２次審査　「親と子の部」及び「８０２０の部」の口腔内診査･面接審査

並びに「障がい者施設の部」の書類審査

期日　平成 30 年７月 12 日（木）

場所　長野県庁議会棟１階　講堂

２　８０２０運動推進特別事業（委託事業）

８０２０運動の積極的な普及啓発や歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を図る。

（１）　8020 推進支援研修会事業

＜目　　的＞

高齢に達しても、いつまでも自分の歯で噛み、健康的な食生活を送ることで病気になりにくい身体を手に入れ、QOL の向上に寄与し、もっては健康長寿の伸延を目指す「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つ」という 8020 運動を推進するため、歯科保健向上にかかわる共通の知識の普及や地域での活動紹介により情報提供を行う研修会を開催する。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４・７・９・10 条（９）

（概要）　①　日　時　　平成 30 年 11 月８日（木）午後１時～

②　場　所　　長野市　「ホテル国際２１」

③　対　象　　歯科医療関係者、専門職種の関係団体、行政、教育、一般県民等

（２）　有病者歯科保健推進事業

＜目　　的＞

有病者、生活習慣病患者等の歯科保健・歯科治療時の注意点等について、かかりつけ医と連携し、口腔機能の維持管理等を適切に指導できるよう歯科専門職種の研修を実施する。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第５・６・７・10 条（２）

（概要）　①　内　容　　基礎疾患を持つ患者の特異的口腔内所見や歯科保健医療的な注意点についての研修会

②　回　数　　年１回

③　対　象　　歯科医療関係者等

（３）　新　有病者病診連携事業

＜目　　的＞

高血圧症患者に対する血圧管理、糖尿病患者に対する血糖コントロールや感染対策、心疾患患者に対する心拍監視等の、歯科治療時に配慮を要するため、一般歯科診療所では対応困難な全身管理を必要とする生活習慣病等や基礎疾患を有する患者の歯科口腔医療について、地域歯科診療所と歯科・歯科口腔外科設置病院等との連携体制の構築を図ることを目的とする。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（６）（８）

（概要）　①　内　容　　有病者の歯科診療に関する研修会の開催

・生活習慣病等基礎疾患を有する患者の歯科治療時の注意点

・病診連携時の必要事項（ARONJ対策含む）

・多職種と連携するための情報提供方法　等

（病診連携、医科歯科連携、介護職との連携、薬剤管理の連携）

②　回　数　　３圏域各１回（長野圏域、松本圏域、伊那飯田圏域）

③　対　象　　医療職、看護職、介護職等関係者

３　歯科医療安全管理体制推進特別事業（委託事業）

＜目　　的＞

第５次医療法改正（平成 19 年４月施行）により、全医療機関において医療安全に関する管理体制の整備が義務づけられ、安全で安心な歯科医療の供給体制を整え、質の高い歯科医療を提供するため、各郡市歯科医師会を通して研修会等を実施する。

＜事業概要＞

（根拠）　医療法　第６条（11）

（概要）　①　内　容　　歯科医療機関として、安全で安心な質の高い歯科医療を提供するための基本的事項や、歯科医院での感染症対策等の事項について研修会を開催する。

（基本的事項）

・歯科医療安全管理のための医院体制

・院内感染対策のための体制づくり等に関する措置

・医薬品に関する安全確保のための措置

・医療機器に関する安全確保のための措置

②　回　数　　１回／年

③　対象者　　県内 20 郡市歯科医師会で講師となる担当歯科医師等

４　長野県歯科保健推進センター事業

（１）　歯科保健推進センター設置推進事業

＜目　　的＞

平成 22 年度に制定した「長野県歯科保健推進条例」に基づき、特別に配慮が必要な障がい者等も含めた全ての県民が住み慣れた地域において、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、総合的・計画的に歯科保健施策を展開する「長野県歯科保健推進センター」を設置する。

＜事業概要＞

（根拠）　歯科口腔保健の推進に関する法律　第 15 条

（概要）　平成 28 年４月に開設した県庁保健・疾病対策課内に設置した「長野県歯科保健推進センター」を中心とした各種歯科保健事業の実施。

（２）歯科保健推進県民会議

＜目　　的＞

県民の歯科口腔保健の増進につながる施策について評価検討、協議し、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第３・８・14 条

（概要）　長野県歯科保健推進条例に基づき作成した長野県歯科保健推進計画について進捗評価を行うとともに、地域の状況をふまえた歯科疾患の予防に対する取組、知識の普及啓発、意欲を高めるための運動促進等について、総合的に評価検討・協議するとともに、センターへの助言等を行う。

（回数）　年２回開催

（３）市町村歯科保健担当者研修事業

＜目　　的＞

長野県歯科保健推進条例に基づき、県民の歯科保健に関する健康づくりを推進するため、市町村で歯科保健に携わっている担当者を対象に研修会を開催し、時代に応じた専門的歯科保健行政の展開ができるよう、資質の向上を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第４条、第９条、第 10 条（１）（２）（３）

（概要）　市町村歯科保健担当者研修会の開催

①　日　時　　平成 30 年８月 31 日（金）午前 10 時 30 分～（予定）

②　場　所　　長野県庁講堂（長野市）

③　講　演　　「乳幼児の口腔機能の発達とそのための支援について」（仮）
講師　ムカイ口腔機能向上センター長　向井美惠　先生

④　対象者　　保健福祉事務所・市町村勤務の歯科保健担当者、栄養士、管理栄養士等、歯科医師会・歯科衛生士会・栄養士会会員等関係者

（４）　歯科疾患予防事業

○フッ化物応用推進事業

＜目　　的＞

地域住民の口腔の健康を増進させる観点から、地域住民に対してむし歯予防のためのフッ化物応用に関する取組の推進を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条(2)

（概要）　○フッ化物洗口推進研修会の開催

①　日　時　　平成 30 年９月 13 日（木）午後１時～４時（予定）

②　場　所　　長野県庁講堂（長野市）

③　講　演　　「むし歯の健康格差の現状とフッ化物洗口」

講師　　東北大学国際歯科保健分野　准教授　　相田　潤　先生

④　対象者　　保育所・幼稚園の担当歯科医師、学校歯科医、小学校・中学校等の養護教諭等、市町村歯科保健担当者、市町村教育委員会担当者等

○フッ化物洗口実施説明会

①　対象者　　フッ化物洗口を検討している市町村や学校等施設に出前講座等を実施し、事業開始を直接指導する。

②　回　数　　10 圏域各１市町村程度を目安

○　㊐オーラルフレイル対策推進事業　（委託事業）

＜目　　的＞

加齢に伴うさまざまな口腔環境（歯数など）や口腔機能の低下を防ぎ、口腔機能障がいを早期に予防することで、摂食嚥下機能低下によるサルコペニア等の発生を阻止し、以っては健康寿命の延伸に寄与するオーラルフレイル対策について普及啓発に努める。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条(8)

（概要）　オーラルフレイル対策についての普及啓発媒体の作成

作成枚数　　3,000 枚

（５）　歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業（委託事業）

＜目　　的＞

家庭介護を受けている在宅の重度心身障がい児（者）は、市町村や特別支援学校での歯科健診や歯科保健指導を受ける機会に恵まれない状況にあることから、在宅の障がい児（者）の口腔衛生の向上を通じて健康の保持・増進を図ることを目的とする。また、定期的に歯科健診やフッ化物応用を実施することで、歯科治療を必要とする疾患の発生を防ぐ。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（４）、第 12 条

（概要）　在宅重度心身障がい児（者）の健康を支える訪問歯科健診

①　内　容　　家庭を訪問して歯科健診･保健相談､希望があればフッ化物塗布等を行い、歯科治療の必要があれば、県内の重度心身障がい児者歯科診療病院と連携協力し、訪問歯科診療や病院の紹介等を行う。

②　人　数　　65 人

③　対象者　　重度身体障がい児・者のうち、家庭介護の状態にある児・者

５　地域医療介護総合確保基金活用事業（委託事業）

（１）　在宅歯科医療連携室整備事業

＜目　　的＞

在宅歯科医療を推進するために、23 年度設置した連携室の円滑な運営を図り、県民が在宅歯科医療を受けやすい環境の整備、在宅歯科医療に関する情報提供や医科・介護など他分野との連携・調整を行い、地域における在宅歯科医療体制の構築を推進する。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（５）

（概要）　①　内　容　　連携室では、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。

・医科・介護等との連携・調整に関する業務
・在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務
・在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務
・在宅歯科医療機器の貸出に関する業務
・地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者や家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業

②　専門職員の配置

連携室には、専任の歯科衛生士１名以上を配置し、土、日、休日を除く平日午前 10 時から午後４時までの間、相談窓口等の業務を行う。

（２）　歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業

＜目　　的＞

認知症患者の増加に伴い、地域歯科医療機関に軽度認知症患者が受診する機会が増加していることから、自院を受診中の患者について、認知症の疑いがある人に早期に気づき、対応するとともに、その後も認知症の程度や状況に応じた歯科医療と適切な口腔機能管理を実施できる歯科医療従事者を養成することを目的とする。

＜事業概要＞

（根拠）　認知症介護基礎研修事業実施要綱

長野県歯科保健推進条例　第 10 条（１）（４）

（概要）　平成 28 年度に実施した標記事業について、国から認定されるための内容に加え、県内各地の高齢化や認知症患者の現状、実際の対応状況等を踏まえた適切な認知症診断の知識・技術や対応方法等を研修し、国の指針内容と共に現実に即した歯科医療従事者の認知症対応力を向上させるための研修会を開催する。

①　内　容　　・認知症の早期発見のための研修（厚労省の研修プログラム内容）
・認知症患者に対し実際の状況に即した対応方法についての研修

②　回　数　　３圏域（北信、南信、中信）各１回 / 年

③　対象者　　歯科医師、歯科医院のスタッフ等歯科医療従事者

６　重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金

＜目　　的＞

重度心身障がい者の歯科診療は、診療従事者が多数必要になるとともに、患者１人当たりの診療時間も長時間を要する等不採算部門であるため、県が要請した重度心身障がい者歯科診療施設の運営に要する経費（給与費、材料費等）に対して助成し、重度心身障がい者歯科診療体制の確保と充実を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（４）
重度心身障がい者歯科診療施設運営事業補助金交付要綱

（現状）　重度心身障がい者歯科診療施設（県内４圏域４施設に要請）
通常の歯科診療を受け入れ難い重度心身障がい者に対する歯科診療体制の確保を図るため、知事が要請し専門的診療体制を確保した施設。

・南信　：　昭和伊南総合病院（伊南行政組合）
・中信　：　松本歯科大学病院（学校法人松本歯科大学）
・北信　：　長野赤十字病院　（日本赤十字社長野県支部）
・東信　：　国保浅間総合病院（佐久市）

（内容）　下記２団体を補助事業者として歯科診療施設の施設運営の補助を行う。

圏域	補助事業者	歯科診療施設
中信	学校法人　松本歯科大学	松本歯科大学病院
北信	日本赤十字社長野県支部	長野赤十字病院

※　国保浅間総合病院は市立、昭和伊南病院は伊南行政組合立のため当該補助対象外

７　その他母子・歯科保健に関する事業

＜目　　的＞

母子保健の新たな課題に対して、母子保健関係者が正しい知識と具体的支援方法を学ぶとともに、乳幼児期の健全な口腔機能の発達に関しても、正しい指導方法等を伝達し、地域関係機関の連携と母子歯科保健事業の充実を図る。

＜事業概要＞

（根拠）　長野県歯科保健推進条例　第 10 条（３）（４）

（概要）　母子保健関係者研修会の開催

①　日　時　　平成 30 年 11 月 16 日(金)　午前 10 時～午後４時 30 分

②　場　所　　長野県総合教育センター

③　内　容　　・基調講演　「妊娠期からの虐待予防」
講　師　大阪府立病院機構大阪母子医療センター
母子保健情報センター顧問　　佐藤　拓代　先生
・講　　演　「歯科保健から関わる虐待予防」
講　師　日本歯科大学生命歯学部歯科法医学講座
准教授　　岩原　香織 先生

④　対象者　　市町村母子歯科保健担当者、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、等

８　地域医療介護総合確保基金事業（補助事業）

（１）　歯科保健医療機器整備事業

＜目　　的＞

病院において、周術期等の口腔機能管理体制を整備し、必要な歯科治療を施すことや専門的口腔ケアを徹底することで、経口栄養摂取による体力回復期間の短縮やQOLの向上を促進し、退院支援につなげることを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　病院における歯科保健医療機器の整備事業
②　事業主体　　３病院
③　補 助 率　　機器整備：１/３

＜事業予定＞

実 施 主 体	内　　容
信州上田医療センター（上田市）	パノラマレントゲン撮影器
諏訪中央病院（茅野市）	可搬式ポータブルユニット※
丸の内病院（松本市）	歯科診療ユニット（キャスター付き）※ デジタル口腔内撮影装置※ 唾液検査システム※

※現在未整備の機器を整備

（２）　地域在宅歯科医療実施拠点事業

＜目　　的＞

在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会館内（長野市）に設置している在宅歯科医療連携室を中心として、地域で拠点となる窓口を設置し、連携室との連携を強化するほか、拠点圏域での貸出、各種支援センターとの連携、照会、相談等、地域での要望に柔軟に対応することを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　在宅歯科医療連携拠点窓口設置・運営事業
②　事業主体　　４事業者
③　補 助 率　　窓口設置・運営：１/２

＜事業予定＞

実施主体	説　　明
上伊那歯科医師会（伊那市）	在宅歯科医療連携拠点窓口　電話代 在宅歯科医療連携拠点窓口　事務用品
飯田下伊那歯科医師会（飯田市）	在宅歯科医療連携拠点窓口　電話代 在宅歯科医療連携拠点窓口　事務用品
安曇野市歯科医師会（安曇野市）	在宅歯科医療連携拠点窓口　電話代 在宅歯科医療連携拠点窓口　事務用品
大北歯科医師会（大町市）	在宅歯科医療連携拠点窓口　電話代 在宅歯科医療連携拠点窓口　事務用品 窓口PR

（３）　在宅歯科保健医療研修事業

＜目　　的＞

在宅医療に携わる関係者等と在宅歯科医療に関して、協議・研修を行うことで、在宅での歯科医療や専門的口腔ケア、摂食嚥下機能訓練等に関する知識を普及啓発し、在宅療養患者の栄養状態の改善、誤嚥性肺炎の予防、生活の質の向上を図ることを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　在宅療養患者のための歯科医療人材育成研修会
②　事業主体　　５事業者
③　補助率　　研修会開催費用：１/２又は10/10

＜事業予定＞

実施主体	説　　明
上伊那歯科医師会 （伊那市）	・在宅歯科医療実施研修シンポジウム （講師報償費、消耗品、会場使用料等） ・在宅歯科医療実施研修会 ・地域医療介護連携研修会
飯田下伊那歯科医師会 （飯田市）	・施設訪問歯科保健指導研修会 ・在宅歯科医療実施研修シンポジウム （講師謝金、消耗品、会場使用料等） ・在宅歯科医療実施研修会 （消耗品、印刷費、講師報償費等）
安曇野市歯科医師会 （安曇野市）	・施設訪問歯科保健指導研修会 ・在宅歯科医療実施研修シンポジウム （消耗品、印刷費、講師謝金、会場使用料等） ・在宅歯科医療実施研修会 ・在宅歯科医療研修会 ・口腔ケア研究会
大北歯科医師会 （大町市）	・施設訪問歯科保健指導研修会 ・在宅歯科医療実施研修シンポジウム （消耗品、印刷費、講師謝金、会場使用料等） ・在宅歯科医療実施研修会
長野県歯科衛生士会 （全県）	・専門的口腔ケア研修会 ・有病者理解研修会

・施設訪問歯科保健指導研修会：介護保険施設等を訪問した口腔ケア等実践指導研修
・在宅歯科医療実施研修シンポジウム：地域で実践した事例紹介等の在宅歯科医療に関するシンポジウム
・在宅歯科医療実施研修会：多職種を参集した在宅歯科医療の実際についての研修会
・地域医療介護連携研修会：地域包括ケアシステム構築のための多職種を参集した研修会
・在宅歯科医療研修会：歯科医療関係者に対する摂食嚥下機能等の評価を行うためのVE等の研修会

（４）　在宅歯科医療設備整備事業

＜目　　的＞

在宅歯科医療を実施する医療機関等に対して、必要な在宅歯科医療機器や訪問歯科診療車等を整備し、在宅での歯科医療、歯科保健の向上を図ることを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　在宅歯科医療機器の設備整備事業

②　事業主体　　１事業者

③　補 助 率　　機器整備：１/３

＜事業予定＞

実 施 主 体	説　　明
長野県歯科医師会 （全県）	在宅歯科医療用ポータブルレントゲン

（５）　医科歯科連携研修事業

＜目　　的＞

むし歯や歯周病の進行が、生活習慣病や全身疾患の憎悪に関連していることを理解し、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携協議し、患者の生活習慣病や全身疾患の改善を図る体制を構築することを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　医科歯科連携のための協議会の設置と人材育成の研修会の開催

②　事業主体　　長野県歯科医師会

③　補助率　　協議会・研修会開催：10/10

＜事業予定＞

実 施 主 体	説　　明
長野県歯科医師会 （全県）	医科歯科連携研修会経費 （講師報償費、旅費、印刷費、通信費、会場等） 医科歯科連携協議会 医科歯科連携協議会作業部会経費 （委員謝金、旅費、印刷費、通信費、会場費等）

（６）　歯科医療関係者人材育成支援事業

＜目　　的＞

進学前の生徒に対し、歯科衛生士という職業を紹介することで、歯科衛生士養成校の進学率を高めるとともに、出産・育児等で離職した未就業歯科衛生士に、最新の歯科医療・歯科保健状況について研修や必要な相談、実地指導等を行うことで歯科衛生士の確保を図ることを目的とする。

＜事業概要＞

①　事業内容　　高校生に対する職業紹介・相談会の開催事業
　　未就業歯科衛生士に対する研修相談会の開催事業

②　事業主体　　３事業者

③　補 助 率　　研修・相談会開催　：10/10

＜事業予定＞

実施主体	説　　明
長野県歯科医師会 （全県）	高校生向け職業紹介、相談会 未就業歯科衛生士研修会
長野県歯科衛生士会 （全県）	診療部門復職支援研修会 病院・施設部門復職支援研修会 地域歯科保健部門復職支援研修会 復職支援ワークショップ
歯科衛生士養成校協議会 （全県）	１日歯科衛生士体験